

一、出席議員及び欠席議員

出席議員

| | |
|----|------|
| 一番 | 鈴木浩之 |
| 二番 | 安藤浩孝 |
| 三番 | 廣瀬和良 |
| 四番 | 中村広一 |
| 五番 | 福井裕子 |
| 六番 | 立川良一 |
| 七番 | 戸部哲哉 |
| 八番 | 井野勝己 |
| 九番 | 日比玲子 |
| 十番 | 田中五郎 |

欠席議員 なし

二、職務のため出席した事務局職員の氏名

| | |
|------|-------|
| 議事局長 | 高橋善明 |
| 議会書記 | 木野村幸子 |
| 議会書記 | 小林卓二 |

三、説明のため出席した者の職氏名

| | |
|-----|------|
| 町長 | 室戸英夫 |
| 副町長 | 山本繁美 |
| 教育長 | 宮川浩兵 |

四、議事日程

- 第一 会議録署名議員の指名
- 第二 議案第三十七号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について 町長提出
- 第三 議案第三十八号 工事請負契約の締結について 北方町総合体育館大規模改修工事) 町長提出
- 第四 議案第三十九号 平成二十一年度北方町一般会計補正予算(第四号)を定めるについて 町長提出
- 第五 議案第四十号 平成二十一年度北方町国民健康保険特別会計補正予算(第一号)を定めるについて 町長提出
- 第六 議案第四十一号 平成二十一年度北方町老人保健医療特別会計補正予算(第一号)を定めるについて

| | |
|----------|------|
| 参事兼 | 大平喜義 |
| 都市環境農政課長 | |
| 参事兼 | 高橋勉 |
| 参事兼 | 村木俊文 |
| 総務課長 | 北村孝則 |
| 福祉健康課長 | 豊田晃 |
| 上下水道課長 | 奥野政興 |
| 教育課長 | 西口清敏 |
| 収納課長 | 渡辺雅尚 |
| 會計室長 | 山中真澄 |
| 住民保険課主幹 | 森敏幸 |
| 監査委員 | |

て
町長提出)

第七 議案第四十二号 平成二十年度北方町一般会計歳入歳出

決算の認定について 町長提出)

第八 議案第四十三号 平成二十年度北方町国民健康保険特別

会計歳入歳出決算の認定について

町長提出)

第九 議案第四十四号 平成二十年度北方町老人保健医療特別

会計歳入歳出決算の認定について

町長提出)

第十 議案第四十五号 平成二十年度北方町後期高齢者医療特別

別会計歳入歳出決算の認定について

町長提出)

第十一 議案第四十六号 平成二十年度北方町下水道事業特別会

計歳入歳出決算の認定について

町長提出)

第十二 議案第四十七号 平成二十年度北方町上水道事業会計決

算の認定について

町長提出)

第十三 陳情第一号 C型肝炎被害者救済の意見書採択に関

する陳情

厚生都市常任委員長報告)

第十四 行財政改革問題特別委員会の閉会中の継続調査申し出に

ついて

五、本日の会議に付した事件

日程第一から日程第十四まで

(追加日程)

第一 意見書案第一号 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の

救済に関する意見書について

議員提出)

第二 意見書案第二号 民主党政権公約に関する意見書につい

て 議員提出)

第三 議長の辞職の件

第四 議長の選挙

第五 副議長の辞職の件

第六 副議長の選挙

第七 常任委員の選任

第八 もとす広域連合議会議員の選挙

町長提出)

第九 農業委員の推薦

第十 議案第四十八号 監査委員の選任同意について 町長提出)

第十一 議会運営委員の選任

第十二 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

午前九時五十四分 開議

一、議長 井野勝巳君 改めまして、おはようございます。

きょうは、全員の出席をいただきましてまことにありがとうございます。ざい
ぎいます。本定例会は最終日を予定しておりますので、慎重な御
審議のほどお願いいたしまして、開会をいたしたいと思います。

ただいまの出席議員数は十人でございます。定足数に達してお
りますので、議会は成立をいたしました。これより平成二十一年
第六回北方町議会定例会第三日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

日程第一 会議録署名議員の指名

一、議長 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名

議員は、会議規則第一百二十二条の規定により、議長において一番鈴木浩之君及び二番安藤浩孝君を指名いたします。

日程第二 議案第三十七号について

一、議長 日程第二、議案第三十七号 北方町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑、討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第三十七号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第三十七号は原案のとおり可決されました。

日程第三 議案第三十八号について

一、議長 日程第三、議案第三十八号 工事請負契約の締結について 北方町総合体育館大規模改修工事)を議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑、討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第三十八号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第三十八号は原案のとおり可決されました。

日程第四 議案第三十九号について

一、議長 日程第四、議案第三十九号 平成二十一年度北方町一般会計補正予算(第四号)を定めるに付いてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

一、九番 日比玲子君 八ページの最初のところですけれども、バスターミナルをつくるということで、トイレを私はどうしてもつくらなければいけないと思うんですが、それで工事請負費が千五百十五万円、県が振興補助金をくれるということで、その半分ぐらい出るわけですが、勉強会をやっている、家一軒できるじゃないかというような批判がありましたけれども、これについては今後どうされるのか。それから、県から借りる借地料は百五十万円ですよね。トイレとかいろんな維持費を考えると結構莫大な数になるので、今まで安藤議員がバスに乗ってもらうためにどんな方策をしているのかというような質問を出されたわけですが、例えば月一回何か日を設けるとか、何かしないと、せっかくなつくたのもったいないような気がするのですが、その辺についてどう考えていらっしゃるのか、質問します。

一、町長 勉強会のお話も聞いておりますけれども、いろいろとその価格について御議論があったというふうに承知しております。したがって、この経過を言いますと、補正で上がっていることをごらんだいてもわかりますように、当初はバスターミナルの建設とあわせてトイレをあそこに設置するという計画はなかったわけでございますけれども、協議会の中とか、あるいは委員さんの意見とか、周辺の住民の皆さん方の御要望などを総合的に判断して、やっぱりトイレがいろんな角度から検討をしても必要ではないかという結論になりました。お願いをすることにしたわ

けでございます。時間的にもこの議会に間に合わせるのに制約もございました関係で、できるだけ使い勝手のいいものをつくりたいということ、一応業者等から資料などを取り寄せたりいたしまして研究をした結果、御提案をさせていただいておる金額の、手法を知らませんがプレハブというんですか、既製品のものを作ってよということについては、何とか県でも国でもいいので補助金をいただく方法はないかということで、副町長や総務課長が大変努力してくれまして、振興局と再三いろんな交渉や詰めをさせていただきました。議長にもその間お願いをして、私と一緒に陳情などもさせていただいたわけでございますが、振興局も真剣に受けとめてくれまして、じゃあその半額を県費補助しようというふうに骨を折っていただきました、こういう結果になったわけでございます。したがって、御指摘のことはもっともでございます。しかし、大勢の皆さんの血税をいただいて、町政を運営させていただいておるわけでございますから、とりあえずと云ってはいけませんけれども、この予算はこういうふうに計上させていただきますけれども、当初計画をいたしました型式にこだわらずに、そういう建築のスタイルではなしに、実際現場で建てるような手法も含めて、もっと安くできる方法がないかということ、それから検討させていただいて、具体的に安い方法があると思っておりますので、その方向で建築を進めさせていただきたいというふうに今思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから二点目の、議員から御指摘のとおり、どんな立派な施設をつくりましても、利用者がなければ、バス会社は申し上げずまでもなく営利企業でございますので、赤字が累積をいたしますと撤退をすることがやむを得ん措置として出てくるわけでございます。

ます。

私がかねてから申し上げておりますように、北方町というのは鉄道がなくなりましてから表玄関的なものがないので、このバスターミナルがそういう意味でのこの町の玄関口に位置づけられるものになればいいなという気持ちもあるわけでございます。したがって、十分そこら辺はバス会社の動向等も把握をして、発展することはあっても廃線になるというようなことのないようにしなければならぬと思っております。これはいつにかかって、住民の意識の問題でもあると思うわけでございます。ただ、いろんな議論を、公共交通対策委員会というのを民間の人も含めて開催をしておるんですけども、どうもその中の議論でも、じゃあおれたちが中心になってバスに乗ろうじゃないかという意見が、そういう前向きな議論が出てこないというのが、非常に私としては消化不良の気持ちで議論を聞いておるわけでございます。いろんなことは言うけれども、具体的にその課題に取り組むという姿勢がどうしても薄いんじゃないかというふうに思っております。したがって、住民の少しずつ意識改革ができて、住民参加ということに広い意味ではなるわけですけども、やっぱりじゃあおれたち乗ろうじゃないかという気持ちを持っていただけることが大事だと思っております。これからはそういう環境づくりを行政としては、今議員がおっしゃるような方法で、いろんな手だてを講じてつくり出していきたい、やっぱりこの足を守らんと北方の町が一層衰退をしていくという共通な危機意識を持てるような方を住民の皆さんに訴えていきたいというふうに思っておりますので、ございます。

一、議長 ほかございませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

討論でございますか。

討論省略の声あり)

一、議長 討論省略の声がありますので、これより議案第三十九号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第三十九号は原案のとおり可決されました。

日程第五 議案第四十号について

一、議長 日程第五、議案第四十号 平成二十一年度北方町国民健康保険特別会計補正予算 第一号)を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑、討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第四十号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第四十号は原案のとおり可決されました。

日程第六 議案第四十一号について

一、議長 日程第六、議案第四十一号 平成二十一年度北方町老人保健医療特別会計補正予算 第一号)を定めるについてを議題といたします。

提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑、討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第四十一号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第四十一号は原案のとおり可決されました。

日程第七 議案第四十二号について

一、議長 日程第七、議案第四十二号 平成二十一年度北方町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

監査報告を求めます。

一、監査委員 ただいま指名を受けました監査委員の森敏幸でございます。

平成二十年度の一般会計ほか特別会計、そして公営企業につきまして、町長さんから法令に基づきまして審査に付されております。監査委員二人、廣瀬和良さんと私で行って、意見書を提出させていただきます。

それでは、平成二十年度の北方町の一般会計歳入歳出決算及び基金の運用状況の監査報告をさせていただきます。

審査方法は、法に基づきまして審査に付された関係書類、証書類、そして関係職員の皆様の説明に基づきまして監査を実施しました。その結果、平成二十年度北方町一般会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、並びに財産に関する調書と関係証書類を照合し、審査した結果、いずれも関係法令に準拠して作成されておりまして、その係数も正確で、証書類もよく整備されておりまして、本決算は適正なものと認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の係数についても、関係書類、帳簿、証書類と符合しており、適正であると認められました。以上でございます。

一、議長 提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

一、九番 日比玲子君 この決算では二千五百五十三万二千七百七十三円、収入未済額は二億二千三百五十五万三千六百円になります。それで、個人町民税はプラスの補正を組んで、法人町民税はマイナスの補正を今度は組むわけですけれども、景気が悪くなったのは去年の秋ごろからだと思うんです。最初の二十年の当初予算の説明書によると若干反対のことが書かれているわけですけれども、私としては個人町民税は本当は減って、法人町民税は若干ふえるのではないかと思っていたんですけど、この状況はどういうことを指しますか。ちょっと理解ができません。

一、参事兼税務課長 確かにリーマン・ショック以後、去年の九月以降、世界的な経済不況によりまして、御存じのとおり現在こういう状況になっておるわけですけど、当初予算のときにおきましては、前半は確かに所得の伸びが考えられるということで見まして、後半については所定外労働賃金とかについても大変経済が厳しいということで減を多少見ておったわけです。大体前年度並みの収入は得られるだろうということで予算計上しておったわけでありまして、調定額におきまして、前年度に対して一・七％ふえております。十九年と二十年度を比較しますと、個人町民税の方が一・七％調定額がふえております。そして、法人町民税の方におきましては、こういう経済状況を踏まえまして大幅な減を見させていたのだという当初予算の考えです。

一、九番 日比玲子君 政策審議会についてであります、私の理解

が悪いのか知りませんが、これは地方自治法の第百三十八条の三とか四というのによりまして、条例とか規則をつくって新たなものができる。法令に従えばいろんなものができるんですけど、条例とか法令に基づいてこれがつくられているのかどうか、ちょっとその辺が疑問に思いましたので、お尋ねをしたいと思います。

一、議長 今ちょっと最初が聞きにくかったんですが、政策審議会をですか。

一、九番 日比玲子君 そうです。地方自治法の第百三十八条の三項、法令とか規則に基づいてそういったものができるようになっておるんです、地方自治法のこれは。だけど、うちにはそういうものがないような気がするんです、その辺についてお尋ねしています。

一、町長 政策審議会につきましては、御承知のとおり、住民が行政に少しでも関心を持っていただけて、経済状況の非常に厳しい町政運営に住民の理解をいただくために、住民参加の一つの手法として考え出したものでございまして、自治法に基づいて行うような性格の会議、組織ではございません。したがって、諮問をして答申をいただくとか、そういうようなものではなくて、よく世間的に言われるのは、かつて県がやっておりましたがやがや会議とか、それから各地で恐らく青空何とかというように、住民が自主的に集まっているんな話し合いをするというような性格のものでございまして、自治法に基づくかた苦しいといえますか、そういう趣旨の会議ではありませんので、条例を設置して、この政策審議会を設置したというものではございませんので、御理解をいただきたいと思えます。

一、九番 日比玲子君 理解はしましたけど、審議会という名前をつけている以上は、やっぱり地方自治法のこれにのっとってやるような感じを受けるんですけど、名称を変えることについてはどう

ですかね。理解することはしますけど、審議会というのがついている以上は、やっぱり法令に基づいて審議会というのをつくるのが基本になっているので、その辺がお互いまやかしなのか、何かちょっとよくわかりませんが、お願いしたいと思えますが。

一、町長 名称につきましては、審議会という名前をつけたら条例をつくらなければいかんとかそういうことではないわけで、どういう名称にしても私は構わないと思っております。ただ、住民の皆さんにそういう意味で行政に参加をしていただくということになると、住民の皆さんの受けとめ方も、自分たちの言ったことが何らかの形で反映をしてほしいという気持ちも当然出てまいりますし、一方でまた、自分たちからも提案をして、現在行われておるいろんな施策について無理だとか、無駄だとか、不要なものはないかというような観点からも御意見をいただけますと、本当の意味での住民参加の町政が実現できるという私の方の判断もありますので、こういう名称にさせていただいたところでございます。

したがって、政策審議会というある意味かた苦しいことかもしれませんけれども、きょうまで審議会でいろいろと御議論をいただいたり、御協力をいただいております過程において、この名称について異議があるという意見もありませんし、そのことよっていろんな御意見をいただく場の支障が生じておるということもございませんので、ぜひこのまま続けさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

一、九番 日比玲子君 それは理解することにします。

次は、正職員がこの決算上からいきますと百二十三名、それから臨時職員が五十二名、パートというのは物件費で上がっているので一体どのくらいなのかわかりませんが、そういうことを考えたとき、例えば図書館の正規賃金が八十万円から九十万円

ですよ。月にすると七万かそこらということになります。これは税法上の絡みとか、いろいろ働く人の扶養とか、いろいろのがかんでいると思えますけれども、例えば保育所、正職員よりも臨時職員の方が多いわけですよ。賃金は約三分の一ぐらいいただいている。担任を持っているかどうかというのは、ちょっと確認を私はしていないんですけれども、その辺を考えて、正職員がやって、臨時職員がやって嘱託員、臨時職員が嘱託員になるんですか、それからパートの人、三層か四層のこういう中で行政をやっていたいておるわけですけども、今派遣労働者の派遣法の問題がずうっと、去年、日比谷公園での派遣法の問題がありましたけれども、やっぱり一つの行政として、本当に正職員はいろんな意味で身分保障をされている。臨時職員の方はいろいろあるかもしませんが、パートの人は時間給で何もしないですよ。そして、正職員の方の仕事を補っている部分もあるかもしないですけれども、この辺について、パート賃金を上げてほしいということ、若干五円とか十円とか上げていただいているんですけれども、今度私たちは千円ぐらい上げたらどうかと、きょうも意見書はいろいろ書いてありますけれども、そういうことを考えるときに、一つのことをなすに当たって、正職員がいて、臨時職員がいて、パートがいる。そういう形の中で、やっぱりある程度身分保障がされて一つのことをきちっとやっていくためには、そういう身分保障がとっても大事じゃないかと思うんですけど、これは国の集中改革プランで、正職員はもう定数だってふやせない、そういうことはあるかもしれませんけど、それにあわせて、県の事務委託がほとんど私たちの職場においてきているわけですよ。この人数だけではとてじゃない、賄えないという問題もあって、臨時採用とかそういうことで補ってきていると思うんですけども、も

う少しこうした人たちを、臨時職員を正職員にするとか、パートの賃金もちょっと上げるとかということについては、どう考えていらっしゃるでしょうか。

一、町長 議員の御指摘は、私はもっともな御指摘だと思って聞いておるわけでございます。とりわけ臨職の扱いについては、法律上は一年しか雇えんわけでございますので、そういう問題からいたしますと、非常に現在の採用の仕方というのは不自然な方法をとっておるといふふうに私自身は承知をいたしております。しかし、つくづく現実問題として考えますと、こういう労働者をそういうことで差別して採用するということが良心がとがめますけれども、日本の社会の形態の中から現実に合わせてみると、日本全国同じことをやっているわけですし、現に総務省なんかは、定員の計画を市町村までこういうふうにやれという指示を出しておるわけですね。私も町長に就任いたしましたときに、今の副町長が総務課長でございましたけれども、こういうのは何とかならんかという率直な疑問を言ったわけですけども、そういうのはすべてその後の交付税とか何とかにはね返るシステムに今まではなっておるわけですね。なかなかあの地方自治体もそのことを心配して、思い切って定員をふやしたりするという二の足を踏んでおりますし、今度の決算を見ていただいてもわかりますように、既に経常収支比率というのは八九・九%になっているんですね。つまり九〇%になっているわけですよ。提案説明のときもお話をさせていただきましたように、事ほどさように、経費がどんどんどんどんふえていっておるんです。しかし、人件費は見ていただければわかりますように極力抑える方向で、きょうまで働く人たちの犠牲の上と申し上げてもいいと思いますけれども、我慢をさせていただいて、減らすように減らすように努力をしてきておるわけ

でございます。現実と法律に決められたような臨職との扱いとは、まさに相互矛盾を起こしておるような状況でございます。したがって、議員のおっしゃることも私は当然のことをおっしゃっておると思えますけれども、現実に町政を運営させていただく段に置きますと、現状のような状況にならざるを得んということが残念ながらあると思います。保育所なんかの例を見てもわかりますように、臨職の方が多い職場もあるわけですね、臨職の方が正規の職員よりも。こんなことは私も不自然だとは思いますが、現状を考えて、北方町の将来を見た上での財政的な安全運転をどうするかということになりますと、残念ながら今のような体制をとっていかざるを得んというふうには、大変苦しい気持ちでおるわけでございます。しかし、極力賃金なんかは、他の市町村にとって遜色のないような努力はいたしますけれども、御指摘のように、正規の職員として採用をするということは今日の環境が許さないと、そういう事情も御理解をいただけたらありがたいなというふうには思っております。

一、議長 そのほかございますか。

一、六番 立川良一君 大変おっしゃることもよく理解できるんですけども、社会的な環境というんですか、大変厳しくなってます。我々議会に参加をいたしましたして、社会的な弱者とか、本当に本人の努力ではどうしようもないという、手を差し伸べなければいけないという、受け皿づくりというのはいかにいかにかんと思わなければならない、今回の決算の中で、要保護とか、要保護が大きいですね。一番の原因というのは離別というか、大変簡単に、安直に別れていくという結果じゃないかな。西小学校なんかですと、五人に一人が要保護になるわけですね。そうすると、今度受け皿の中で絶対にやらなきゃいかんこと、これは

もう個人の努力ではできないことと、やっぱり社会が抑止力、今度民主党がばあっと勝ったじゃないですか。あれでもいろんなことがあったんでしょうけれども、やっぱり子育て支援の二万六千円とかというのは、何も考えんとそこだけばあっと見る。だから、これから予算の編成期を向かえますので、結果とどうか数字を見て、この家庭は厳しいから手を差し伸べなきゃというのとはよくわかりますし、やらなきゃいかんと思うんですけど、そこに至るまでというか、社会的な抑止力というか、頑張ればできるじゃないかという、子育て支援が、独身で別居した方が精神的にも経済的にも豊かになるんじゃないかと、生活保護ありとか、そういう社会になっていくのは非常に心配をいたします。特に福祉をひくくめて質的な政策というか、これを絶対やらなきゃいかんという仕事と、これはやっぱり本人たちの努力でもうちよっと考えていかなきゃいかんのじゃないかなというのを私見していただきます。ぜひ予算に反映をしていただけるとありがたいと思います。見ておって、余りにも金額が大きくなってきておりますので、ちよっと考えていかなければいかんじゃないかなと思っております。

一、町長 非常に難しい問題でして、どこまでどうしたら、言葉が適当かどうか知りませんが、不正な手法によっていろんな福祉手当を手にするとかというようなことの監視体制というもののが非常に難しいんですね。最近は権利意識も強いし、すぐ窓口へ抗議をしに来るといことが権利としてあるわけですし、非常にその扱いを慎重にしなければならんという行政側からすると大変難しいことがあると思うんです。

私はつくづく今日の社会というのは、もちろんあの大战で日本が敗れてから、大战で敗れたことはいいことでしょうけれども、軍国主義から開放されたという意味です、アメリカ型の民主

主義が一気に日本へ来て、それが、人間が生活をしていく上で最高の幸せになるという錯覚を皆さんが起こしてきておる。なるほど生活が近代化されて、それを喜ぶべきことですから、それによるマイナス面も当然出てきておるわけですね。今の福祉でいろいろ問題になってきますのは、例えば核家族が進んだと、それは若い夫婦にとっては大変いいことで、近代生活を営む上ではプラス面が多いと思いますけれども、その一方で、今度子育ての問題が出てまいります。若い夫婦が共働きでいきますと、その間に生まれた子供の留守の間をだれが面倒を見るか、これも全部行政の責任に今なっておると。また一方で、昔は、年寄りも何もかもが大家族で一つの屋根の下で生活をして、お互いに生活を補い合いながらやっておりましたのでよかったですけれども、若い人たちが自分たちの世帯を持つと、今度独居老人の問題が出てまいりますし、高齢化が進みますと、夫婦でおってもお年寄りの家庭の面倒をどう見るか、これも全部行政の責任に今着せられておるわけですね。そうすると、私はこういうシステムになってきたことを嘆いてもしょうがないんですけども、そういう人たちがお互いに助け合って、日本社会というものが運営をされていく、そういう社会をつくっていくためには、そちらの面のコストがかかることに對しても住民は負担をする覚悟を持ってもらわんといかんわけですね。例えば保育料が高くてけしからんと言われまして、別にそれで北方町がもうけるわけでも何でもないわけですから、自分たちが昼間、子供の保育を行政にやっていただくためには、それ相当地な負担も覚悟する。本来、昔で言ったら親の責任、年寄りの面倒は子供が見るべきなのに、それを見ないで世帯分離をして、お年寄りはそのままほったらかしておくということになると、それを行政が面倒を見るわけですから、その面倒を見ても

らうコストというものを負担するという気持ちになってもらわんと、世の中の社会というものは成り立っていないか、ではないかというふうに思っておるわけでございまして、今せっかくの御要望でございますけれども、行政としてやることに限界があるということですね、審査にしろ何にしろ。よく一般の町民の皆さんから、あそこは実際は形だけ離婚しておいて、隠れてはいないかというの随分聞かされるんです。しかし、そのことを一々行政が調査に入るといふことは非常に難しい環境にあるということも御理解をいただきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、行政として最低限やるべきことはしっかりやって、税も公平、扱いを受ける、福祉を受けるものも公平、そして、福祉でも何でも受け放しではなしに、自分にできる恩返しをする方法はないかということ福祉の恩典を受ける人も考えて、お互いにこの社会というのは助け合って構成されておるといふ認識をしっかり持つことが必要ではないかというふうに思っております。

一、六番 立川良一君 よろしくお願いをしたいと思えます。社会に大きな変化というか、助けたり助けられたりの中で、町長もいつも同じことを言われますけれども、私はやっぱり心というのは助けられたらありがたいというか、感謝をしなければというのがなくなってきたおるといふ変化というんですか、例えば家においても食事は食べるわけですので、給食そのものはおなかを満たすか満たさないということじゃなくて、食育ということもありますので一概には言えませんが、そのお金を補うことも、自分で賄うことができないということだと本当にありがたいというか、助けていただくということ。払わなくても食べられるんなら払わん方がよいという時代の変化を大変に心配をするわけです。だか

ら、至れり尽くせりというか、やっぱりそれは人間の心の抑止力になるかならないか私も確信がありませんけれども、ぜひきめ細かにこれからはやっていく時代になってきたんではないかと思っておりますので、よろしくお願いをします。

一、議長 そのほかございませんか。

発言なし)

一、議長 これをもって質疑を終結いたします。

討論ございませんか。

一、九番 日比玲子君 議案第四十二号の平成二十年度一般会計決算に対して反対討論をします。

政府が進めてきた構造改革、新自由主義路線が続く中で、住民の中においても貧困と格差がどんどん広がっていきました。年金とか、給料が上がらず、可処分所得は減り続けています。町税を見ても、個人町民税の中では、未済額は二億二千三百五十万三千六円、不納欠損として二千五百五十三万九千七百七十三円処理をされています。やっぱりこうした状況を見ると、こうした今の状況が映し出されているのではないかと思っています。その中でも、ランドセルの支給とか保育料の据え置き、妊婦健診の拡充、また教育に関しては手厚い予算、また要望しました各小・中学校の扇風機の設置は二年目を迎えました。こうしたものは評価をすることにしています。

そして、決算の中においては、国・県との密接な関係があるわけですが、その中でも町に入ってくる配当割であるとか、株式譲渡とか、所得割交付金は本則二〇％課税すべきなのに、一〇％にして優遇し、住民のわずかな預貯金の利子は二〇％も取っているわけです。こうしたものを見ると、ますます貧富の格差が広がっていることは明らかではないでしょうか。

政策審議会については理解をいたしました。

次は、行政改革で無駄を省くことで毎年行われてきてきているわけですが、寝たきり老人の介護手当の支給については、ことしはこの決算では八千円から五千円にしました。これはなぜかといいますが、介護保険制度ができたからということであるわけですが、私は条例のときにも話をいたしました。やっぱり継続をすべきだと考えています。

そしてもう一つは、国の集中改革プランについてであります。県からの事務量は大幅にふえています。正職員や臨時職員、パートなど、正職員の定数は百二十三、臨時職員は五十二人、パートは物件費で決算されていますのでちょっと数はわかりませんが、臨時職員は正職員の三分の一にも満たない賃金です。パートは時間給で値上げをしていただいています。本巢市や瑞穂市に比べて非常に低い時間給でもあるわけですので、こうしたものを少しでも上げてやることが大事ではないかと思っています。

そして、各学校の正規賃金は、人によってだと思えますが、わずか九十万円から八十万円です。十二月で割っても月七万円程度であります。ある程度の格差というものはやむを得ないにしても、やっぱり働きやすい職場にするためにどうしていくかということが問われるのではないかと思っています。

先ほど町長から答弁をいただきましたが、これは理解をするにしても、上げられるところはやっぱり少しでも上げて、みんなですべていく方向が求められていると思っています。

そしてもう一つ、幼児の医療費についても、中学校卒業までは入院は町として対応されたわけですが、通院も小学校、あるいは中学校卒業まで私は無料にしてほしいと思っています。本巢市や瑞穂市でももう中学校卒業まで入院も通院も無料になりました。

で、やっぱりそういうこともやっていただきたと思うんですが、そういうふうになっていないということがあります。そして、国保の問題が後で出てきますが、国保の一般会計からの繰り出しは義務的なものだけになっていくわけですが、本巢市に不納欠損で落ちたり、あるいは未済が非常に多いという中で、やっぱり一般会計から繰り出しをしてほしいと思います。

地方自治というのは、国の悪政から住民を守る立場であるということを考えたときに、この一般会計には反対をするものであります。以上です。

一、議長 討論を終結いたします。

二、議長 これより議案第四十二号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立八名)

一、議長 起立多数であります。よって、議案第四十二号は原案のとおり認定されました。

日程第八 議案第四十三号について

一、議長 日程第八、議案第四十三号 平成二十年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

監査報告を求めます。

一、監査委員 平成二十年度北方町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の報告でございますが、審査方法は、一般会計と同様に、関係書類の正確性を検証するために、証書類の確認と関係職員からの説明に基づきまして実施しました。その結果、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、並びに財産に関する調書と関係証書類等により審査した結果、いずれも関係法令に準拠して作成されておりまして、その係数は正確で、証

書類もよく整備されており。本決算は適正なもの認めました。以上でございます。

一、議長 提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

一、九番 日比玲子君 決算審査の意見書のところからですが、平成十六年度の滞納繰越ですが、五百五十七万二千三百五十円が十六年度であったわけですが、二十年度は何と八倍近い四千四百二十二万三千四百五十五円、不納欠損率も十六年に比して一

一・三％、どうしてこんなにかつたのかということがまず一点。

そして、払わん人は悪質な人だとも言われてきましたけど、じゃあ国保会計として悪質な人、本当に生活に困って払えない人、それを分けていらっしゃるのかどうか、聞きたいと思えます。

一、住民保険課主幹 ただいま日比議員の御質問でございます。私の考えも、まず一点目は、不納欠損率についてでございます。私の考えといたしましては、平成十六年度当時、確かに五百五十七万円という不納欠損をしておるわけですが、昨今の未納の関係、例えば本町が収納課を設置して、未納者に対するその辺の姿勢を厳しく打ち出していくという中で、過去の不納欠損の考え方として、なかなか現実、法的には不納欠損になっていた可能性があるわけですが、それでも、その分を不納欠損処理としていない部分があったのではないかと思うわけです。それはいろんな時効の判定の中で非常に難しい問題があるんですが、例えば口頭で未納額を承認した場合、時効がとまるのかとか、未納がとまるという判定をその当時としてはいたというふうに思うんですが、今現在、我々の考えとしては、例えば明確に本人さんが未納はこれだけありますよという承認を書面でもらったとき、初めてその時点で時効がとまると、基本的に収納課もそういう考え方をしていると思えます。

れども、不納欠損に対する法的な解釈が若干違ってきているというふうに考えております。したがって、二十年度において、当然我々としては未納者の方と接触しながら、この未納をどうするんだと、納付してくださいとお願するわけですが、その段階において、例えば法的には、仮に五年間の時効によって不納欠損になっている、実質的には、仮に五年間の時効によって不納欠損をいただいた段階で判定して、それ以前のものについては不納欠損処理していくというスタンスに当然切りかえております。その点、過去がどうだったかと言われると、明確には言えないんですけれども、厳格に不納欠損処分をしておるというふうに御理解いただきたいと思えます。

それともう一点、滞納状況につきましてでございますけれども、これにつきましては、悪質な滞納者という認定がされているかどうかということでございますが、私どもの考え方といたしましては、例えば今回、十月一日から保険証を新たに交付しておるわけですが、未納があるからこの分について、納付について相談していただきということが多い方は二回、少ない方は一回ですが出させていたいただいて、相談をいただいて、その事情を加味した場合については、例えば資格証明書は交付せずに、一カ月、もしくは三カ月の短期保険証を交付していると。ただ、そういうことの相談がない方について、我々としては直接お邪魔してお話を聞くべきなんでしょうが、現実問題としてはなかなかそこまでできない部分がございます。相談されなくてかなりの期間、長期滞納して見える方は基本的には悪質というふうに判断しております。そういう方については資格証明書、つまり給付の便宜の制限でございます。すけど、病院の窓口で十割払っていただくという資格証明書を交

付しております。言いかえると、資格証明書を交付されている方が、ある意味では悪質というふうに考えておるところであります。以上です。

一、九番 日比玲子君 そうしますと、今答弁を聞いていますと、悪質な人というのは資格証明書の発行者であり、おたくから来てください、納付相談しますよと言っても来てくれない人を悪質とみなしているわけですね。そして、所得が本当に大変なものにもかかわらず、気持ちとして一月払っていただくとか、そういう方に対しては短期証明書、そういう区分けをしているということですね。じゃあ悪質な滞納者、納付相談にこない人は何件くらいあるんですか。

一、住民保険課主幹 今回、十月一日からの分につきましては、資格証明書を発行させていただいた世帯は百十二世帯です。ただし、この中でちょっとお話ししておきたいのは、いわゆる居所不明者というのが相当数ございまして、要するに住民票はあるんだけど、なかなか文書が届かないという方が恐らく五十名近く見えます、現実的には。そういう方たちを引くと、現実に本当に加入してみえて、そこに見えて、資格証明書を発行している方は六十名程度というふうに考えております。

一、九番 日比玲子君 居所不明の方が五十名ぐらいいるということになれば、結構国民健康保険税は賦課されるわけですよ、この方にも。そうしたら、それがずうっと滞納、滞納でたまってくる可能性があるので、法律としてはこういう居所不明の方に対してはどういう法令としてなっているのか。その辺をちょっとお尋ねします。

一、住民保険課主幹 その点につきましては、一応住民保険課の方としては、いわゆる住民基本台帳の整備も当然本課の仕事でございます

ますので、当然郵便物等が届かない方については、しかるべき時期に現地調査をして、そこに現に住居がない、住んでいないと判断された方については、住民票の職権の消除を逐次しております。その結果、住民票を削除されますと、国保の資格もなくなりますので、その時点で被保険者でなくなるという判断を逐次しております。

一、九番 日比玲子君 そうしますと、この五十人ぐらいおる中で、何も連絡がなければ不納欠損で落としていくということですが、一応税法上の処理といたしましては、居所不明になった時点で滞納処分執行停止をかけたまま、その条件が三年間経過すれば、不納欠損で落とさせていただくという処理になるかと思えます。

一、九番 日比玲子君 そうしますと、この五十人ぐらいおる中で、何も連絡がなければ不納欠損で落としていくことですが、今までの事務的なこと、きちっとそういうことがなされていないのか。ずうっとやられてきたけれども、今回これだけふえたのか。その辺ちょっとお尋ねします。

一、住民保険課主幹 その辺の前段でも、先ほどのお話でもさせていいただきましたが、不納欠損をする場合に当たっての時効の判定の基準というものが、例えば平成十六年、十五年当時についてどうであったかということは、私の私見としては若干甘えだったというふうに考えております。これが民法規定の中で、例えば未納の承認というのは民法の規定を準用するわけですが、それが本人の意思として明らかである場合は時効がとまると民法は言うておるものですから、地方税法もそれを準用して時効はとまるといのが本来の考え方でしょうが、現実問題として書面等何もない方について、私は言った言わんという話になって、現実問題として非常に難しい問題が発生しますので、今の段階においては、

例えば全額を払えない方については、その時点における未納を承認していただくということで、民法の規定の時効の中断を準用しているという形になります。ですので、過去のことがどうかと言われると、明確に答えることはできませんけれども、その辺の判定が若干甘えだったというふうに考えております。

一、議長 質疑を終結いたします。

討論ございますか。

一、九番 日比玲子君 第四十三号の平成二十年度国民健康保険特別会計決算に反対討論をしたいと思います。

この国民健康保険は、後期高齢者医療保険制度が創設されたことにより、国民健康保険分、あるいは介護保険分の保険料は引き下げられました。所得割が国民健康保険分で八・二%から六・一%へ、そして介護分として二・五四%から二%へ、高齢者分が一・七五%、これは新設をされたわけですが、所得割としては九・八五%です。資産割は四八・七から三四%に引き下げられて、後期高齢者分で九%になり、計で四三%です。均等割は三万一千円から二万五千二百円、そして介護保険分で一万七千円から一万三千五百円、高齢者分は創設して六千八百円、この均等割は計で四万五千五百円になります。平等割は三万三千円から二万六千円、そして高齢者分で七千円、計で三万三千円ということになります。そういうところで見ますと、均等割が四万五千五百円、所得の低い人にとっては大変深刻な問題だと思います。そして、最高限度額については、後期高齢者医療保険制度が創設されたことにより、国保の分が五十六万から四十七万円、介護保険は九万で変わらざす。そして、高齢者の最高限度額は十二万になり、六十五万円から六十八万円に最高限度額はなつて、三万円の値上げになりました。現年課税は約五億四千四百十万円で、未済が三億七千

七百万円で不納欠損として四千四百二十万円にもなるということ、こうした国民健康保険税が非常に高いということ、あらわしているのではないかと思います。収納率は前年よりも二・四%も下がつて、県内でも、これは年度によって違うんですが、岐阜市が最低でしたが、その次が北方というぐらになります。やっぱり払える保険税にすべきだという考えを持っています。

そして、保険事業では、今度、後期高齢者医療保険制度が創設されたことによつて、特定健診とその指導、四十から七十四歳、国保に入っている人はやることに変わりました、町は保険者でするので義務づけがされていますが、この健診を受けた人はわずか千四十一人で、全体の三一・九%だそうであります。

そこで、後期高齢者医療制度というのは一本で県でやるわけですので、県としては医療費適正化計画というのをつくつて、ペナルティーをかけるということにもなつていきますので、本当にどうしたらいいのかということが問われると思います。将来的には国保もまた岐阜県一本にしようかという動きもあるわけですから、も、本当に北方町の人は悪質な人もいるかもしれないけれども、やっぱり高く払えないというのが現状ではないかと思ひますので、何とかこうしたことについても考えていただきますようお願いをして、反対といたします。

討論終結の声あり

一、議長 討論を終結いたします。

これより議案第四十三号を採決いたします。
本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立八名

一、議長 起立多数であります。よつて、議案第四十三号は原案のと

おり認定されました。

日程第九 議案第四十四号について

一、議長 日程第九、議案第四十四号 平成二十年度北方町老人保健医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

監査報告を求めます。

一、監査委員 平成二十年度北方町老人保健医療特別会計歳入歳出決算書の報告でございますが、これは去る七月二十八日、関係書類、そして証書類を確認・照合及び関係職員の説明に基づきまして実施しました。その結果、ほとんど経過措置の形になるわけですが、老人保健医療特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、並びに財産に関する調書と関係証書類等により審査しました結果、いずれも関係法令に準拠しており、その係数は正確で、証書類もよく整備されておりまして、本決算は適正なものと認めました。

以上のとおり御報告申し上げます。

一、議長 提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑、討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第四十四号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第四十四号は原案のとおり認定されました。

日程第十 議案第四十五号について

一、議長 日程第十、議案第四十五号 平成二十年度北方町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

監査報告を求めます。

一、監査委員 平成二十年度北方町後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算でございますが、この決算につきましても、去る七月二十八日、関係書類の正確性を検証するために、証書類との確認、照合及び関係職員の皆さんからの説明を受けて実施しました。

その結果、同歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書、並びに財産に関する調書と関係証書類等を審査しました結果、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その係数は正確で、証書類もよく整備されておりまして、本決算は適正なものと認めました。

以上のとおり御報告申し上げます。

一、議長 提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

一、九番 日比玲子君 今監査報告をいただきましたけれども、一ページ、まとめのところの下から五行目、還付未済額は十五万二千円と書いてありますが、こっちの方では十五万二千円になるんですけど、これはどういうことですか。

一、住民保険課主幹 今の数字の件でございますけれども、まとめのところ未済額として記載されているのが、この還付未済額と申しますのは、基本的に特別徴収をされた方について、還付する予定のものが、決算上としては期間的に間に合っていないくて、後から連絡が来たことよって、収入は受けているんですけども、本来その年度で返さなきゃならないものが手続的に返せていなかったの、繰越金として二十一年度に繰り越させているという中の内金としての十五万二千円なんです。

一、九番 日比玲子君 それはわかるんですけど、この決算書は十五万二千円と、町長が出している報告書は百円になっているんで、

その百円の相違は何でかと聞いているの。

- 一、住民保険課主幹 普通徴収の特別決算書の事項別明細書を見ていただく、普通徴収のところの百円というところがありますね、還付未済額百円、決算書の方の九ページですけど、その特別徴収における未済額は十五万二千円なんです、普通徴収における還付未済額が百円という表示がありますね。で、この計算の中で、例えば調定額が全体で一億五百十五万五千八百円、収入済みが一億三百二十五万八千八百円、そこから、還付未済額ですから、収入に含まれている額が十五万二千円あります。十五万二千円、還付未済としてはあるんです。ただ、表示がここで特別徴収と普通徴収に分かれているだけで、ここであらう……。

一、九番 日比玲子君 申しわけないけど私が聞きたいのは、監査の意見書、さっき言った一ページは十五万二千円になっておるし、町長が出したのは十五万二千円になっておるし、決算書は百円になっておるけど、この百円がミスったのか、それだけ聞いているの。

一、住民保険課主幹 この十五万二千円というのはあくまでも特別徴収における還付未済額が計上されておるといふことです。

一、九番 日比玲子君 間違いはないわけね。

一、住民保険課主幹 間違いないです。

一、九番 日比玲子君 そうしたら、こっちのやつはどうなるの。町長が出ておるこの主要施策はどうなるの。二ページのところとちょっと整合性がないから聞いているの。

一、住民保険課主幹 主要施策の方の歳入の概要の保険料のところの十五万二千円というのは、普通徴収の中で還付未済が百円あるというのをとらえて表示しておりますので、数字的には間違いないと思います。

一、九番 日比玲子君 それはわかるけど、間違いないのか、この二つは。間違いないかどうかと聞いているだけで。

一、監査委員 日比議員のおっしゃる話は、私の方が書いた意見書が十五万二千円と、全体が十五万二千円なんです、私の方が書いているのは特別徴収分を見るところという話で、特別徴収分の還付未済が十五万二千円でありまして、あと百円はその他の分です。だから、ちょっと私ども全体を見なかったから、ちょっと誤解を招いたと思うんですが、特別徴収分だけを特別にここへ上げただけで、過年度分百円がほかにあります。そこでちょっと全体のやつと私どもが部分的にちょっと説明したものですから、その辺のところは百円差が出ております。

一、九番 日比玲子君 はい、わかりました。

一、議長 質疑を終結いたします。

一、九番 日比玲子君 議案第四十五号

平成二十年度の後期高齢者医療保険特別会計の決算に反対討論をいたします。

これは老人保健医療制度を廃止して、新設の後期高齢者医療制度を四月から新設し、岐阜県の広域連合で今進められています。今まで入っていた国保や健保の各種保険から七十五歳になれば脱退をさせられて、強制加入をさせられました。年金が十八万円以上、月一万五千円の人は天引きの特別徴収で、それ以下の方は普通徴収になります。

けさ聞いたところによりますと、七十五歳以上は北方町では千四百二十八人、それから特別徴収はわずか六百七人、普通徴収が七百八十人、未納が九十三件。非常にひどい状況の中に所得の少ない人があるということは、これでも明らかではないかと思えます。

今までの老人保健の拠出金とこの高齢者の支援金とは計算が違っているわけですが、加入者に応じてなので、国保とかは負担が軽くなって、共済や健保の方は負担が重くなるということで、健保の保険組合も脱退したところも出てきました、解散したわけですから。県の均一課税で三万九千三百十円、所得割で七・三九%、共済費は五万円ということになっています。健診についてはやってもやらなくてもいいということで、岐阜県ではやるという方向で、個別では五百円、集団でやった場合は四百二十円になると言われています。こうしたことを考えたときに、今まで入っていた保険から引き離しをして、年をとったから早く死ねと言わんばかりに、わずかの年金から天引きをする、あるいはまた差別医療、国保と同じ扱いになるので、お金がなくては医者にもかかれないことになります。早く死ねと言わんばかりのこの政策に対しては、本当に現代版のうば捨て山だと思っています。

そして、もう一つの問題は、県一本の広域連合でやりますので、この間、保険料を決めにくくときに、四十九人の議員がいるわけですが、市長とか町村長、議会の代表が一人おったか知りませんが、それだけのメンバーでやられるので、ほとんど私たち住民の届かないところで決められてしまう、そういうことにちょっと不安があるんですけれども、そういう状況も中にあります。

今度新しい民主党政権になって、これを廃止するという方向です。やっぱり今まで入っていた保険から引き離して家族がばらばらになる、こんな保険制度でいいのかということを担当に問われると思いますので、そうしたことも含めて反対をいたします。議長 討論を終結いたします。これより議案第四十五号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めま

す。

起立八名)

一、議長 起立多数であります。よって、議案第四十五号は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

午前十一時 五分 休憩

午前十一時二十二分 再開

一、議長 それでは、再開をいたします。

日程第十一 議案第四十六号について

一、議長 日程第十一、議案第四十六号 平成二十年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

監査報告を求めます。

一、監査委員 平成二十年度北方町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして監査報告を申し上げます。

去る七月二十九日、前の会計と同様に、関係書類の正確性を検証するために証書類との確認・照合、並びに関係職員の皆様からの説明に基づき実施しました。その結果、下水道事業特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調査、並びに財産に関する調査と関係証書類と照合し、審査した結果、いずれも関係法令に準拠して作成されておりまして、その係数は正確で、証書類もよく整備されておりまして、本決算は適正なものとして認めました。

以上、御報告申し上げます。

一、議長 提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑、討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第四十

六号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第四十六号は原案のとおり認定されました。

日程第十二 議案第四十七号について

一、議長 日程第十二、議案第四十七号 平成二十年度北方町上水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

監査報告を求めます。

一、監査委員 平成二十年度北方町上水道事業会計決算審査でございますが、これは地方公営企業法に基づきまして審査に付されております。

去る六月二十四日、決算報告書、そして財務諸表、この係数が正確に事業の経営成績、財政状態を表示しているか検証するため、証書類との確認・照合、関係職員の皆様の説明に基づきまして実施しました。審査の結果、その決算書類はいずれも関係法令に準拠して作成されておりまして、その係数は正確で、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認めました。

以上のとおり御報告申し上げます。

一、議長 提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑、討論省略の声あり)

一、議長 質疑、討論省略の声がありますので、これより議案第四十七号を採決いたします。

本案は原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第四十七号は原案の

とおり認定されました。

日程第十三 陳情第一号について

一、議長 日程第十三、陳情第一号 C型肝炎被害者救済の意見書採択に関する陳情を議題といたします。

厚生都市常任委員長の報告を求めます。

一、厚生都市常任委員長 陳情書審査報告書。本委員会に付託された陳情書を審査した結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第八十九条第一項の規定により報告をいたします。

平成二十一年九月十八日に付託されましたC型肝炎被害者救済の意見書採択に関する陳情書は、平成二十一年九月十八日に委員会を開催し、審査の結果、採択すべきものと決定いたしましたので、御報告申し上げます。

一、議長 委員長報告に対する質疑を行います。

終結の声あり)

一、議長 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございますか。

終結の声あり)

一、議長 討論を終結いたします。これより陳情第一号を採決いたします。

陳情第一号に関する委員長報告は、採択すべきであります。委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、陳情第一号は委員長の報告のとおり採択することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。ただいま福井裕子君ほか四名から意見書案第一号 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書についてが提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第一として議題といたしたいと思えます。御異議ございませんか。

（異議なし）

一、議長 御異議なしと認めます。よって、意見書案第一号 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書についてを日程に追加し、追加日程第一として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第一 意見書案第二号について

一、議長 追加日程第一、意見書案第一号 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書についてを議題といたします。提案者の説明を求めます。

一、五番 福井裕子君 意見書案第一号 薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書について、地方自治法第九十九条及び会議規則第十四条の規定により別紙意見書を提出する。

お手元にあります書でもって説明とさせていただきますので、よろしく願います。

薬害C型肝炎・ウイルス性肝炎患者の救済に関する意見書。

平成二十年一月の薬害肝炎訴訟の和解に伴って制定された特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法により、裁判所において、カルテ・投薬証明書等によって血液製剤投与の事実と感染との因果関係を証明して、薬害C型肝炎被害者と認定された患者に対し、症状に応じて給付金を支払うこととなった。しかしながら、C型肝炎は感染してから発症までに十年から三十年を経過するのに、カルテの保存義務は五年のため、九〇%以上の患者はカルテによる証明が難しく、特措法による救済対象から外されかねない状況にある。裁判所において、国は医

師の証人調べや過重な裏づけ証明を患者側に求めるため、提訴すること自体が阻害され、特措法による救済を一層困難にしている。薬害C型肝炎患者を含むB型・C型肝炎、約三百五十万人のウイルス性肝炎患者は、進行する病状、インターフェロンのすさまじい副作用、肝臓がん、死への恐怖にさいなまれ、命を失う者も多数おり、高い医療費の負担や生活に苦しみ、いわれなき社会的差別・偏見を受けて、国の責任による救済を痛切に求めている。

よって、国会及び政府におかれては、衆・参両院の厚生労働委員会で決議もされていることから、これらの患者を救済するため、下記の事項について速やかに必要な措置を行うよう強く要望する。記一、カルテがないC型肝炎患者についても手術記録、投薬指示書、母子手帳等の書面、医師などの投薬事実の証明または本人、家族等による証言等も幅広く考慮することにより、薬害C型肝炎患者と認定し、「特措法」の適用による救済を図ること。

二、ウイルス性肝炎患者が、最良の治療体制と安心して暮らせる環境を確保するため、ウイルス性肝炎患者の障害者認定、障害者年金制度の拡充を初めとした医療費・生活費の助成措置、インターフェロン治療費補助の改善等の早期実現を図ること。

三、ウイルス性肝炎の専門的な治療体制の整備、とりわけ地域格差の解消と肝炎治療法・治療薬の開発促進を図ること。

四、ウイルス性肝炎の早期発見、早期治療と肝炎患者に対する社会的偏見、差別を解消するための啓発、相談支援の強化を図ること。

五、薬害再発防止策の構築を図ること。

六、総合的な肝炎対策の根拠法となる肝炎対策基本法を制定すること。

以上、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年九月二十八日、岐阜県北方町議会。

提出先、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 江田五月殿、

内閣総理大臣 鳩山由紀夫殿、法務大臣 千葉景子殿、財務大臣

藤井裕久殿、厚生労働大臣 長妻昭殿。

以上です。よろしくお願いいたします。

一、議長 質疑ございますか。

発言する者なし)

一、議長 質疑を結びたいします。

討論ございますか。

発言する者なし)

一、議長 お諮りいたします。ただいま朗読いたしました意見書案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、意見書案第一号は原案のとおり可決されました。

日程第十四 行財政改革問題特別委員会の閉会中の継続調査

申し出について

一、議長 日程第十四、行財政改革問題特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

委員長から、所掌事務のうち、会議規則第七十一条の規定により、行財政改革問題に関する事務調査についての閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

お諮りをいたします。ただいま安藤浩孝君ほか四名から意見書案第二号についてが提出をされました。

これを日程に追加し、追加日程第二として議題といたしたいと思います。御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、意見書案第二号 民主党政権公約に関する意見書についてを日程に追加し、追加日程第二として議題とすることに決定をいたしました。

発言する者あり)

一、議長 御指摘のあった場所につきましては、「自治会」が「自治体」でございますので、訂正をお願いしたいと思います。

追加日程第二 意見書案第二号について

一、議長 追加日程第二、意見書案第二号 民主党政権公約に関する意見書についてを議題といたします。

質疑、討論を行います。ございませんか。

発言する者なし)

一、議長 お諮りをいたします。民主党政権公約に関する意見書案のとおり決することに御異議ございませんか。

異議なしの声あり)

異議ありの声あり)

一、七番 戸部哲哉君 この意見書を読ませていただきまして、内容については、当然私としては共鳴ができるものでありますけれども、実際において、そのマニフェスト選挙というのがどういふものであったかということを考えますと、そのすべてがやはりマニフェストに記されておりまして、それを国民が選択をした中で、今民主党が政権をとられて、今まさにその政権公約に向かって政府も動き出し、国民もそれを期待しながら見守っておる中である

うと思いません。

そういった中におきまして、やはりこの冒頭にあります 民主党は、政権担当を担うこととなって、鳩山政権は自・公連立政権の政策や事業計画を根底から変えようとしておる」と、この文言に關しましては、やはりこれは当然政権公約をした中でのことでもありますから、変えるということについて何ら批判できるものでもないし、それを議会の総意として批判できるものでもないと思いません。

そして次に、予算においても概算要求を白紙に戻し、見直すことを表明されたという文面に関しても、まさにこれも当たり前のことでありましょうし、このことに関して、今まだ方向性はマニフェストの中でしっかり出されておる中で、模索もされておられるでしょうし、しっかりとした方向も実際には見えてきておられない部分が非常に多々ありますので、とりあえず今の政権としては公約どおり突き進んでおると。それはやっぱり結果に対してはいろんな面で批判をすることもできましょうし、要望もできるのであれば思うんですけれども、現段階において、こういっただけのことに関して要望を出すのは議会としては時期尚早ではなからうかと思いません。

そういっただけで、今この意見を出されるということに関しては、私としては少し考慮した方がいいんじゃないかということ、今回は見送っていただきたいという意味合いにおきまして、反対をいたします。

一、議長 賛成討論あります。賛成討論があったらどうぞ。

一、五番 福井裕子君 私は、この意見書に対して賛成するものではないです。

新政権によって関係事業を執行中、あるいは執行準備が完了し、

骨格事業の広報とか周知が済んでいる地方自治体にとって、まことに遺憾という状況であります。万一、関係事業を中止せざるを得ない事態になれば、地方自治の混乱を招くだけではなく、地域雇用情勢にも深刻な打撃を与え、経済対策の効果によって、景気底入れから成長に転ずる兆しの出てきた日本経済に悪影響を及ぼしかねないおそれがあると存じます。

地方自治体の進めてきた施策の事業によって、財源問題で執行に支障が生じることのないよう行われることを強く要望いたしますので、賛成といたします。

一、議長 それでは、起立によりまして採決をいたしたいと思います。意見書案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立五名)

一、議長 起立多数であります。よって、意見書案第二号は原案のとおり可決をされました。

一、議長 暫時休憩をいたしたいと思います。

午前十一時四十六分 休憩

午後 一時三十三分 再開

一、副議長 戸部哲哉君 再開いたします。

議長 井野勝巳君から議長の辞職願が提出されております。

お諮りをいたします。議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第三として議題とすることに御異議ありませんか。

異議なし)

一、副議長 御異議なしと認めます。よって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第三として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第三 議長の辞職の件

一、副議長 追加日程第三、議長の辞職の件を議題といたします。

井野勝巳君の退場を求めます。

六番 井野勝巳君 退場)

一、副議長 職員に辞職願を朗読させます。

一、議会事務局長 北方町議会議長 井野勝巳。辞職願。このたび一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願いします。

一、副議長 お諮りいたします。井野勝巳君の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

異議なし)

一、副議長 御異議なしと認めます。よって、井野勝巳君の議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

六番 井野勝巳君 入場)

一、副議長 井野勝巳議員に申し上げます。

二年にわたって議長の重責を全うしていただきましたが、ただいまあなたから出ております辞職願を許可することに決定されました。大変御苦労さまでした。

一、八番 井野勝巳君 議長在任の二年間は大変皆様方にはお世話になりました。退任の一年は、ことしの六月までですけれども、岐阜県の町村議会議長会長として、いろいろな六団体の一員として中央の方で活躍をさせていただくことができました。また、これにあわせて、全国町村議会議長会においても監事の推薦をいただく中で、今問題になっておりました議員年金等に係ります諸問題についても協議をさせていただくことができましたことは、これはひとえに皆様方の御協力のたまものと感謝を申し上げますのであります。

この二年間どうか議長職を全うできましたことは、皆様方の

御協力のおかげと感謝いたしましたしてお礼の言葉にかえさせていただきます。ありがとうございます。

一、副議長 ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第四として選挙を行いたいと思います。御異議ありませんか。

異議なし)

一、副議長 御異議なしと認めます。よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第四として選挙を行うことに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

午後一時三十九分 休憩

午後一時 四十分 再開

一、副議長 再開いたします。

追加日程第四 議長の選挙

一、副議長 追加日程第四、議長の選挙を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法といたしましょうか。

議長の声あり)

一、十番 田中五郎君 選挙の方法につきましてであります。立候補制でお願いしたいと思います。

一、副議長 ただいま選挙の方法は立候補制という御意見がありました。御異議ございませんか。

異議なし)

一、副議長 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は立候補制といたします。

暫時休憩いたします。

午後一時四十一分 休憩

午後三時 十七分 再開

一、副議長 再開いたします。

ただいまから議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

議場閉鎖)

一、副議長 ただいまの出席議員は十人であります。

お諮りいたします。会議規則第三十一条第二項の規定により、

立会人に鈴木浩之君及び安藤浩孝君を指名いたします。御異議あ

りませんか。

異議なし)

一、副議長 御異議なしと認めます。よって、立会人に鈴木浩之君及

び安藤浩孝君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

投票用紙配付)

一、副議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

なしの声あり)

一、副議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

投票箱点検)

一、副議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用

紙に被選挙人の氏名を記入の上、順次一番から投票願います。

投票)

一、副議長 投票漏れはありませんか。

なしの声あり)

一、副議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。鈴木浩之君及び安藤浩孝君、開票の立ち会い

をお願いします。

開 票)

一、副議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数十票、有効投票十票、無効投票ゼロ票です。有効投票

のうち、井野勝巳君五票、田中五郎君二票、立川良一君一票、戸

部哲哉君一票、日比玲子君一票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は三票であります。よって、井野勝巳君

が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました井野勝巳君が議長におられます

ので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定による告知をい

たします。

議場の出入り口を開きます。

議場開鎖)

一、副議長 新議長からごあいさつをいただきます。

一、新議長 井野勝巳君 また、皆様方に支持いただきまして議長に

当選をさせていただきました。まことにありがとうございます。

かねてから思っておりますことは、今、議会の基本条例を何と

かなし遂げたいという思いで、この町のこれからの時代の流れの

中で議会の責任は非常に重いものだと考えております。そういっ

た中で、自分としては申し合わせ事項によりまして辞表を書いた

ものの、あとまた基本条例等整備をする中で議会づくり、また町

政の発展に寄与していきたいと存じております。どうかまた、皆

さん方の温かい御支援、御協力を賜りますようお願いいたしました

て当選のあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

一、副議長 それでは、議長と交代をいたします。

休憩いたします。

午後三時二十六分 休憩

午後三時三十一分 再開

一、議長 それでは、再開をいたします。

副議長 戸部哲哉君から副議長の辞職願が提出されております。お諮りいたします。副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第五として議題とすることに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第五として議題とすることに決定しました。

追加日程第五 副議長の辞職の件

一、議長 追加日程第五、副議長の辞職の件を議題といたします。

戸部哲哉君の退場を求めます。

七番 戸部哲哉君 退場)

一、議長 それでは、職員に辞職願を朗読させます。

一、議事事務局長 北方町議会副議長 戸部哲哉。辞職願。このたび一身上の都合により、副議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

一、議長 お諮りをいたします。戸部哲哉君の副議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、戸部哲哉君の副議長の辞職を許可することに決定をいたしました。

七番 戸部哲哉君 入場)

一、議長 戸部哲哉議員に申し上げます。

二年にわたって副議長の重責を全うしていただきましたが、ただいまあなたから出ております辞職願を許可することに決定され

ました。大変御苦勞さまでございました。一言ごあいさつをお願いいたします。

一、七番 戸部哲哉君 二年という短い間でございましたが、副議長という役職をいただき、私なりに議長を支えながら一生懸命やっけてまいりました。その間、皆様方には大変御指導、御鞭撻をいただきまして、また御協力をいただき、議会をスムーズに進行させていただくことができました。短い間でしただけど本当にありがとうございました。

一、議長 ただいま副議長が欠けました。

お諮りをいたします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第六として選挙を行いたいと思えます。御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第六として選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第六 副議長の選挙

一、議長 追加日程第六、副議長の選挙を行います。

お諮りをいたします。選挙の方法は投票、指名推選のいずれの方法といたしますようか。

投票の声あり)

一、議長 選挙は投票により行います。

議場の出入り口を閉めます。

議場閉鎖)

一、議長 ただいまの出席議員数は十人であります。

お諮りをいたします。会議規則第三十一条第二項の規定により、立会人に廣瀬和良君及び中村広一君を指名いたします。御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、立会人に廣瀬和良君及び中村広一君を指名いたします。

投票用紙を配付いたします。

投票用紙配付)

一、議長 投票用紙の配付漏れはありませんか。

なしの声あり)

一、議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

投票箱点検)

一、議長 異状なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入の上、順次一番から投票願います。

投票)

一、議長 投票漏れはありませんか。

なしの声あり)

一、議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。廣瀬和良君及び中村広一君、開票の立ち会いをお願いいたします。

開票)

一、議長 選挙の結果を報告いたします。

投票総数十票、有効投票十票、無効投票ゼロ票であります。有効投票のうち、廣瀬和良君七票、戸部哲哉君二票、日比玲子君一票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は三票であります。よって、廣瀬和良君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました廣瀬和良君が議場におられま

すので、本席から会議規則第三十二条第二項の規定による告知をいたします。

議場の扉をあけてください。

議場開鎖)

一、議長 それでは、新副議長からごあいさつをいただきます。

一、新副議長 廣瀬和良君 多くの皆さん方の御支持を得まして副議長という重責を担わせていただくことになりました。地方分権があるいは地域の分権が進む中で、議会の持つ役割というのはこれからますます大きくなっていくのではないかとというふうに思っています。そんな中で、住民の意見をよく聞き、それから議会の中の討議を通じて、北方町にとって一番いい解決方法を見つけ出していきなすと思っております。よろしくお願いを申し上げます。ごあいさつにかえさせていただきます。ありがとうございます。

一、議長 それでは、暫時休憩をいたしたいと思います。

休憩中に常任委員、もとす広域連合議会議員、農業委員、監査委員等の選任をいたしたいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

午後三時四十三分 休憩

午後四時二十八分 再開

一、議長 再開をいたします。

追加日程第七 常任委員の選任

一、議長 追加日程第七、常任委員の選任を行います。

これは、委員の任期満了により行うものであります。

お諮りをいたします。常任委員の選任については、委員会条例第五条第一項の規定により、総務教育常任委員には立川良一君、戸部哲哉君、井野勝巳君、福井裕子君、中村広一君の以上五人を、

厚生都市常任委員には日比玲子君、田中五郎君、廣瀬和良君、安藤浩孝君、鈴木浩之君の以上五人をそれぞれ指名したいと思ひます。御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました以上の諸君をそれぞれの常任委員に選任することに決定をいたしました。

もとす広域連合議会議員の戸部哲哉議員、立川良一議員及び・瀬和良議員は連合議員を辞職されましたので、現在欠員になっておりますもとす広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第八として選挙を行いたいと思ひます。御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、もとす広域連合議会議員の選挙を日程に追加し、追加日程第八として選挙を行うことに決定をいたしました。

追加日程第八 もとす広域連合議会議員の選挙

一、議長 追加日程第八、もとす広域連合議会議員の選挙を行います。お諮りをいたします。議長から指名したいと思ひますが、御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。

もとす広域連合議会議員に立川良一君、鈴木浩之君、日比玲子君を指名いたします。

ただいま議長が指名いたしました立川良一君、鈴木浩之君、日比玲子君を当選人と定めることに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま議長が指名いたしました立川良一君、鈴木浩之君、日比玲子君がもとす広域連合議会議員に当選をされました。

町長から、農業委員の推薦について依頼があります。これを日程に追加し、追加日程第九として議題にいたしたいと思います。御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。農業委員の推薦の件を日程に追加し、追加日程第九として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第九 農業委員の推薦

一、議長 追加日程第九、農業委員の推薦を行います。

お諮りをいたします。推薦の方法は、議長において指名することにいたしたいと思います。御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定をいたしました。

中村広一君の退席を求めます。

西番 中村広一君 退場)

一、議長 それでは、中村広一君を農業委員として推薦いたします。御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、農業委員に中村広一君を推薦することに決定をいたしました。

西番 中村広一君 入場)

一、議長 中村広一君にお伝えをいたします。ただいま農業委員に推薦をされました。

町長から、議案第四十八号 監査委員の選任についてが上程さ

れました。これを日程に追加し、追加日程第十として議題にいたしたいと思えます。御異議ございませんか。

異議なし)

- 一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第四十八号を日程に追加し、追加日程第十として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第十 議案第四十八号について

- 一、議長 追加日程第十、議案第四十八号 監査委員の選任同意についてを議題といたします。

福井裕子君の退席を求めます。

五番 福井裕子君 退場)

- 一、議長 町長から提案理由の説明を求めます。

- 一、町長 監査委員の選任同意について御提案をさせていただきますと思えます。

御承知のとおり、前任監査委員の辞任がございましたので、地方自治法第九十六条第一項の規定によりまして、福井裕子さんを選任したいと思えますので、御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

福井裕子さんは、昭和二十八年七月三十一日の生まれでございます。まして、本巢郡北方町高屋白木二丁目十六番地に在でございます。非常に公明で誠実な方でございますので、御同意をいただきますようお願いいたします。

- 一、議長 質疑を終わります。

討論を省略いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第四十八号 監査委員の選任同意を求めめる件は、これに同意することに御異議ございませんか。

異議なし)

- 一、議長 御異議なしと認めます。よって、議案第四十八号はこれに同意することに決定をいたしました。

五番 福井裕子君 入場)

- 一、議長 福井裕子君にお伝えいたします。

ただいま監査委員に選任同意されました。

お諮りいたします。本日の会議時間が議事の都合により、この際、十八時まであらかじめ延長したいと思えます。御異議ございませんか。

異議なし)

- 一、議長 御異議なしと認めます。よって、本日の会議時間は十八時まで延長することに決定をいたしました。よろしくお願いいたします。

それでは、委員会の委員長さんの選任がありますので、休憩をさせていただきます。よろしくお願いいたします。各委員会ごとにお集まりをいただいて、お進めいただきたいと思えます。

午後四時三十六分 休憩

午後四時四十七分 再開

- 一、議長 再開をいたします。

休憩中、常任委員会の委員長及び副委員長を決めていただきましたので御報告をいたします。

総務教育常任委員会委員長 立川良一君、副委員長 戸部哲哉君、厚生都市常任委員会委員長 田中五郎君、副委員長 日比玲子君であります。

追加日程第十一 議会運営委員の選任

- 一、議長 追加日程第十一、議会運営委員の選任を行います。

これは、委員の任期満了により行うものであります。

お諮りをいたします。議会運営委員の選任については、委員会条例第五条第一項の規定により、立川良一君、田中五郎君、戸部哲哉君、日比玲子君の四名を指名したいと思ひます。御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よつて、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員に選任することに決定をいたしました。暫時休憩をいたします。

午後四時四十八分 休憩

午後五時 〇九分 再開

一、議長 再開をいたします。

御報告をいたします。休憩中に議会運営委員会が開かれ、正・副委員長が決まりましたので、御報告をいたします。

委員長に戸部哲哉君、副委員長に日比玲子君が決まりました。

議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について、委員長からありましたので、日程に追加し、追加日程第十二として議題といたしたいと思ひます。御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よつて、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを日程に追加し、追加日程第十二として議題とすることに決定をいたしました。

追加日程第十二 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

一、議長 追加日程第十二、議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

委員長から所掌事務のうち、会議規則第七十一条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の

継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よつて、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

議会だより編集委員は、慣例に従つて副議長と各常任委員会の正・副委員長にお願いしたいと思ひます。副議長の廣瀬和良君、総務教育常任委員会の委員長の立川良一君、副委員長の戸部哲哉君、厚生都市常任委員会の委員長の田中五郎君、副委員長の日比玲子君にお願いいたします。

ここで、各種委員または理事についても申し合わせにより二年間の任期が満了いたしました。休憩中の協議により、社会教育委員に廣瀬和良君、水道事業経営審議会委員に田中五郎君、安藤浩孝君、戸部哲哉君の三人を、公害対策審議会委員に立川良一君、安藤浩孝君、廣瀬和良君、中村広一君、福井裕子君の五人を、計画審議会委員に田中五郎君、安藤浩孝君の二人を、土地開発公社理事に立川良一君、日比玲子君、鈴木浩之君、戸部哲哉君の四人を、農業振興地域整備促進協議会委員に鈴木浩之君、井野勝巳君の二人を、行政改革懇談会委員に井野勝巳君、廣瀬和良君の二人を、まちづくり活動事業審査委員会委員に立川良一君を、施設管理公社理事に日比玲子君、戸部哲哉君の二人を、図書館運営委員会委員に立川良一君を、給食調理場運営委員会委員に井野勝巳君を、未来タウン北方ふれあいまつり実行委員会委員に井野勝巳君、立川良一君、田中五郎君の三人をそれぞれ指名したいと思ひます。御異議ございませんか。

異議なし)

一、議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました諸君をそれぞれの委員または理事に推薦することに決定をいたしました。

以上、付託されました案件はすべて本会議において終了いたしましたので、町長よりあいさつを受けたいと思います。

一、町長 それでは、閉会に当たりまして一言御礼のごあいさつを申し上げます。

九月議会、連休が挟まりましたので大変長い期間になりましたけれども、議員の皆さん方には各会計の決算を初め十分な御審議をいただきまして、まことにありがとうございます。

審議中に御指摘をいただきました事項につきましては、今後、行政を進めてまいります上に十分意を尽くして、留意をして進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。大変ありがとうございます。

一、議長 本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

これをもって平成二十一年第六回北方町議会定例会を閉会いたします。大変御苦勞さまでございました。

午後五時十五分 閉会

右、会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成二十一年九月二十八日

議長

副議長

署名議員

署名議員